

提出書類について

事前協議申請(練馬区まちづくり条例第73条)に先立ち、雨水流出抑制施設設置計画書を提出してください。

内容を確認し、雨水流出抑制施設設置計画確認書を発行します。(約1週間)

紙提出の場合は2部用意、または下記メールアドレスにてPDFファイル(10MB未満)を提出

- 1 雨水流出抑制施設設置計画書 第90号様式または第1号様式¹
必要に応じ、第2号様式~第4号様式²の添付をお願いします。
- 2 添付図書(縮尺は自由ですが、A4に折りたたんでください。サイズはA3まで)
 - (1) 案内図(住宅地図など)
 - (2) 施設平面図
各施設を色分けし、寸法を表示してください。
(例: 浸透域は緑色、透水性舗装は青色、浸透施設・貯留施設は赤色)
 - (3) 施設構造図
 - (ア)透水性舗装、浸透施設、貯留施設の構造図を作成してください。
透水性舗装および浸透施設については、5~6ページのコピーを可とします。
 - (イ)オーバーフロー、トラップます等を含んだ排水設備への接続図を作成してください。
 - (ウ)地下貯留施設で排水設備がポンプアップの場合、ポンプ性能表と揚程計算も作成してください。
 - (エ)貯留浸透施設(プラスチック製品)の場合、貯留浸透能力計算書と製品カタログも添付してください。
 - (4) 求積図
開発区域、敷地面積、浸透域、透水性舗装の求積図を添付して下さい。
植栽地面積は、緑被面積(地上部)の記入および緑化計画図の添付を可とします。
浸透域と透水性舗装面積は、CADによる面積計算の算出でも可とします。
浸透域、透水性舗装の構造内に浸透施設が設置される場合は面積を控除してください。

1 第90号様式、第1号様式について

- ・ 開発区域500㎡以上の場合 第90号様式(規則別表第2関係)
 - ・ 開発区域300㎡以上500㎡未満の場合 第1号様式(要綱第5条関係)
 - ・ まちづくり条例が適用とならない特定事業者の場合 第1号様式(要綱第5条関係)
- 2 次の場合、第2号様式~第4号様式を作成してください。
- ・ 定型外の浸透ます、浸透トレンチを使用する場合 第2号様式(要綱第8条関係)
 - ・ 開発区域に複数の建築物を建築する場合 第3号様式(要綱第8条関係)
 - ・ 貯留施設を設置する場合 第4号様式(要綱第8条関係)